

報告第19号  
令和8年3月18日

代理行為の承認について

付議事件に関する意見聴取について、教育長に対する事務委任規則（昭和31年教委規則第4号）第3条第1項の規定により次のとおり代理したので、同条第2項の規定により報告し承認を求める。

府中町教育委員会教育長

（ 別 紙 ）

府教委総発第 4338 号  
令和 8 年 2 月 27 日

府中町長 寺尾 光司 様  
(総務課行政係)

府中町教育委員会

付議事件に関する意見聴取について (回答)

令和 8 年第 2 回府中町議会定例会に提出することについては、意見を付して同意します。

付議事件

- 1) 第 2 号議案 (令和 7 年度府中町一般会計補正予算 (第 8 号))
- 2) 第 6 号議案 (令和 8 年度府中町一般会計予算)
- 3) 第 24 号議案 (府中町第 5 次総合計画の基本構想の策定について)

# 令和8年度予算 教育委員会意見

## 小・中学校施設改修等事業

### 小・中学校管理運営事業

#### 1 学校施設の老朽化対策を要望

学校施設は、これまで大規模改修が実施されてきた半面、その対象となっていない箇所については老朽化が進んでおり、学校やPTAからの修繕要望が多数寄せられています。

引き続き、安心して学びあえる教育環境をつくるための予算措置をしていただくようお願いします。

## 学びの充実事業

#### 1 「非常勤講師(学習支援員)」の新規配置を要望

当町における全国学力・学習状況調査における正答率30%未満の児童生徒の割合は、国と同様に増加傾向にあります。低学年段階で学習につまづいた児童は、その後の学習に大きな影響を及ぼすと考えます。そのため、学習のつまづきについては、低学年段階からの丁寧な支援が必要です。

「学習支援員」は、その支援の中核を担うものとなりますので、よろしくお願いします。

#### 2 「学習支援ソフト」の拡充を要望

国が提唱する主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善のためには、個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実が不可欠です。

また、不登校や学習・生活面で配慮を必要とする児童生徒が増加する中で、一人ひとりの教育的ニーズに応じた学びを保障するためには、一人ひとりの進度に応じた先行学習やいつでもどこでも学び直しが可能となるよう、授業動画が搭載されている学習支援ソフトを新たに導入する必要があると考えています。

現行使用しているソフトよりも単価が増額となりますが、まずは中学校において当該学習支援ソフトを導入したいと考えていますので、よろしくお願いします。

## 一人ひとりを大切にする教育事業

### 会計年度任用職員報酬等事業(一人ひとりを大切にする教育事業)

#### 1 専門家の新規・拡充配置を要望

当町における特別支援学級に在籍する児童生徒、通級指導教室に通室する児童生徒、通常学級において配慮を必要とする児童生徒はいずれも年々増加しています。各学校においては特別支援教育の充実が求められており、そのためには、専門家による指導や助言が必須となります。

また、不登校児童生徒も増加しており、より丁寧な支援が求められています。そのため、学級に入りづらさを感じている児童生徒の学びの場・居場所づくりとして、「校内教育支援センター」の充実が不可欠です。

一人ひとりを大切にする教育のため、「スクールカウンセラー」、「特別支援教育アドバイザー」、「教育支援員」、「スクールソーシャルワーカー」、「校内教育支援センター」相談員について、予算措置をしていたいたものもありますが、引き続き新規拡充のための予算措置をしていただくようお願いします。

## 業務改善推進事業

### 1 「スクールサポートスタッフ」、「部活動指導員」の拡充配置及び「給食支援員」、「登校支援員」の新規配置を要望

公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の一部改正により、令和11年度までに公立の義務教育諸学校等の教育職員について、1箇月時間外在校等時間を平均30時間程度に削減することが目標とされています。

教育委員会では、これまでも働きやすさと働きがいの両立を目指し、各学校における働き方改革を推進してきましたが、現状30時間を大きく超過しており、各学校における自助努力のみによる削減は困難な状況となっています。

「スクールサポートスタッフ」、「部活動指導員」、「給食支援員」、「登校支援員」について、予算措置をしていただいたものもありますが、引き続き新規拡充のための予算措置をしていただくようお願いします。

### 2 電話に係る環境整備を要望

1の要望と関連して、電話回線数の不足により、保護者への電話連絡が必要な教職員が順番待ちとなっており、そのために時間外に在校せざるを得ない状態が生じています。

また、近年共働き世帯が増え勤務時間内での家庭との連携が大変難しい状況もあります。教職員の働き方改革を推進するため、緊急度に応じ優先順位を付けた対応とともにカスタマーハラスメント対策が急務となっています。

電話回線の増設及び留守番電話、自動応答、自動録音機能の追加に係る予算措置をしていただくようお願いします。

## 放課後児童クラブ運営事業

### 1 負担金徴収に伴うサービス拡充を要望

令和8年6月からの保護者負担金徴収開始に伴い、放課後児童クラブにおける人材の確保や施設環境の改善、屋外活動の充実などのサービス拡充が求められています。

引き続き、当該拡充に伴う予算措置をしていただくようお願いします。

府総発第2587号  
令和8年2月26日

府中町教育委員会

府中町長 寺尾 光司  
(総務課行政係)

付議事件に関する意見聴取について（協議）

令和8年第2回府中町議会定例会に提出することについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により、貴委員会の意見を求めます。

付議事件

- 1) 第2号議案（令和7年度府中町一般会計補正予算（第8号））
- 2) 第6号議案（令和8年度府中町一般会計予算）
- 3) 第24号議案（府中町第5次総合計画の基本構想の策定について）

令和 7 年度府中町一般会計補正予算（第 8 号）

令和 7 年度府中町の一般会計補正予算（第 8 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 2 4 2, 8 6 6 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 2 4, 6 1 0, 3 8 5 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第 2 条 繰越明許費の追加は、「第 2 表 繰越明許費補正」による。

（債務負担行為の補正）

第 3 条 債務負担行為の変更は、「第 3 表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第 4 条 地方債の追加及び変更は、「第 4 表 地方債補正」による。

府 中 町 長 寺 尾 光 司

第 1 表  
1 歳入

歳入歳出予算補正

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
10 地方交付税		1,280,198	374,523	1,654,721
	1 地方交付税	1,280,198	374,523	1,654,721
14 国庫支出金		5,260,150	116,950	5,377,100
	1 国庫負担金	3,901,845	33,628	3,935,473
	2 国庫補助金	1,348,357	83,322	1,431,679
15 県支出金		1,873,080	8,252	1,881,332
	1 県負担金	1,398,672	5,514	1,404,186
	2 県補助金	292,277	2,738	295,015
18 繰入金		1,049,804	△314,959	734,845
	1 基金繰入金	1,009,933	△314,959	694,974
21 町債		3,214,120	58,100	3,272,220
	1 町債	3,214,120	58,100	3,272,220
歳入合計		24,367,519	242,866	24,610,385

## 2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		3,590,299	53,822	3,644,121
	1 総務管理費	3,089,693	48,879	3,138,572
	3 戸籍住民基本台帳費	155,132	4,943	160,075
3 民生費		9,983,660	46,778	10,030,438
	1 社会福祉費	5,338,266	22,126	5,360,392
	2 児童福祉費	4,645,294	24,652	4,669,946
4 衛生費		1,826,997	7,829	1,834,826
	1 保健衛生費	768,680	7,829	776,509
8 土木費		1,842,445	106,709	1,949,154
	2 道路橋りょう費	209,324	39,021	248,345
	3 都市計画費	1,386,107	67,688	1,453,795
9 消防費		918,308	21,516	939,824
	1 消防費	918,308	21,516	939,824
10 教育費		2,595,621	6,212	2,601,833
	5 社会教育費	567,776	6,212	573,988
歳 出 合 計		24,367,519	242,866	24,610,385

第 2 表 繰越明許費補正

追加

款	項	事業名	金額
			千円
2 総務費	3 戸籍住民基本台帳費	住民基本台帳等事務事業	4,943
4 衛生費	1 保健衛生費	協働型環境づくり事業	1,425
8 土木費	2 道路橋りょう費	道路新設改良事業	36,000
		橋りょう長寿命化事業	3,021
	3 都市計画費	都市計画調査事業	36,575
		向洋駅周辺土地区画整理事業	95,811
		広島市東部地区連続立体交差事業	224,000
9 消防費	1 消防費	消防自動車等購入事業	280,500
		防災体制強化事業	21,516

第 3 表

債 務 負 担 行 為 補 正

変 更

事 項	変 更 前		変 更 後	
	期 間	限 度 額	期 間	限 度 額
町 県 民 税 賦 課 シ ス テ ム 改 修 委 託 料	令和 7 年度	千円 13,426	令和 7 年度	千円 14,854
	） 令和 8 年度		） 令和 8 年度	

第 4 表 地 方 債 補 正

追 加

起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
下岡田官衙遺跡保存・整備事業債	千円 1,100	普通貸借又は 証券発行	年5.0%以内  (ただし、利率見直し方式で 借り入れる資金について、 利率の見直しを行った後に おいては、当該見直し後の 利率)	借入先の融資条件による。  ただし、町財政の都合によ り、据置期間及び償還年限 を短縮し、もしくは繰上償 還又は、低利債に借換えす ることができる。

変 更

起 債 の 目 的	補 正 前				補 正 後			
	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
道路新設改良事業債（都市整備課）	千円 11,700	普通貸借又は 証券発行	年5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で 借り入れる資金について、 利率の見直しを行った後に おいては、当該見直し後の 利率)	借入先の融資条件によ る。ただし、町財政の 都合により、据置期間 及び償還年限を短縮し、 もしくは繰上償還又は、 低利債に借換えするこ とができる。	千円 30,600	普通貸借又は 証券発行	年5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で 借り入れる資金について、 利率の見直しを行った後に おいては、当該見直し後の 利率)	借入先の融資条件によ る。ただし、町財政の 都合により、据置期間 及び償還年限を短縮し、 もしくは繰上償還又は、 低利債に借換えするこ とができる。
橋りょう長寿命化事業債	5,500				7,100			
向洋駅周辺土地区画整理事業債	145,700				182,200			

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括  
(歳入)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
10 地方交付税	1,280,198	374,523	1,654,721
14 国庫支出金	5,260,150	116,950	5,377,100
15 県支出金	1,873,080	8,252	1,881,332
18 繰入金	1,049,804	△314,959	734,845
21 町債	3,214,120	58,100	3,272,220
歳入合計	24,367,519	242,866	24,610,385

(歳出)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
2 総務費	3,590,299	53,822	3,644,121	4,943			48,879
3 民生費	9,983,660	46,778	10,030,438	41,420			5,358
4 衛生費	1,826,997	7,829	1,834,826	460			7,369
8 土木費	1,842,445	106,709	1,949,154	62,651	57,000		△12,942
9 消防費	918,308	21,516	939,824	10,758			10,758
10 教育費	2,595,621	6,212	2,601,833	4,970	1,100		142
歳出合計	24,367,519	242,866	24,610,385	125,202	58,100		59,564

2 歳 入

(単位：千円)

款	項	目	補正前の額	補正額	計	節		説	明
						区 分	金 額		
10		地方交付税	1,280,198	374,523	1,654,721				
	1	地方交付税	1,280,198	374,523	1,654,721				
		1 地方交付税	1,280,198	374,523	1,654,721	1 地方交付税	374,523	1 普通交付税	
14		国庫支出金	5,260,150	116,950	5,377,100				
	1	国庫負担金	3,901,845	33,628	3,935,473				
		1 民生費国庫負担金	3,859,586	33,628	3,893,214	1 社会福祉費負担金	6,855	1 国民健康保険基盤安定負担金 負担率 1/2	
						2 児童福祉費負担金	26,773	1 保育所運営費負担金 負担率 1/2・60.43/100	11,813
								2 施設型給付費負担金 負担率 1/2・60.43/100	11,256
								3 地域型保育給付費負担金 負担率 1/2・60.43/100	3,704
	2	国庫補助金	1,348,357	83,322	1,431,679				
		1 総務費国庫補助金	119,386	4,943	124,329	2 戸籍住民基本台帳費補助金	4,943	1 社会保障・税番号制度システム整備費補助金 補助率 10/10	
		5 土木費国庫補助金	91,266	62,651	153,917	1 道路橋りょう費補助金	18,398	1 道路新設改良事業費補助金 補助率 5.5/10	17,050
								2 橋りょう長寿命化事業費補助金 補助率 5.5/10	1,348
						2 土地区画整理費補助金	44,253	1 土地区画整理事業費補助金 補助率 5.5/10	

(単位：千円)

款	項	目	補正前の額	補正額	計	節		説明	
						区分	金額		
		6	教育費国庫補助金	13,740	4,970	18,710	3 社会教育費補助金	4,970	1 史跡等購入費補助金 補助率 4/5
		9	消防費国庫補助金	0	10,758	10,758	1 消防費補助金	10,758	1 地域未来交付金 補助率 1/2
15			県支出金	1,873,080	8,252	1,881,332			
	1		県負担金	1,398,672	5,514	1,404,186			
		3	民生費県負担金	1,339,897	5,514	1,345,411	1 社会福祉費負担金	9,083	1 国民健康保険基盤安定負担金 負担率 1/4・3/4
							2 児童福祉費負担金	△3,569	1 保育所運営費負担金 負担率 1/4・19.785/100 △4,371
									2 施設型給付費負担金 負担率 1/4・19.785/100 982
									3 地域型保育給付費負担金 負担率 1/4・19.785/100 △180
	2		県補助金	292,277	2,738	295,015			
		2	民生費県補助金	223,012	2,278	225,290	2 児童福祉費補助金	2,278	1 ひとり親家庭等医療費補助金 補助率 1/2 1,735
									2 施設型給付費補助金 補助率 1/2 543
		3	衛生費県補助金	21,346	460	21,806	1 保健衛生費補助金	460	1 産科医等確保支援事業補助金 補助率 1/2
18			繰入金	1,049,804	△314,959	734,845			
	1		基金繰入金	1,009,933	△314,959	694,974			

(単位：千円)

款	項	目	補正前の額	補正額	計	節		説	明			
						区	分			金	額	
		2	財政調整積立基金繰入金	900,408	△314,959	585,449	1	財政調整積立基金繰入金	△314,959	1	財政調整積立基金からの繰入金	
21			町債	3,214,120	58,100	3,272,220						
	1		町債	3,214,120	58,100	3,272,220						
		4	土木債	479,900	57,000	536,900	2	道路橋りょう事業債	20,500	1	道路新設改良事業債（都市整備課）	18,900
										2	橋りょう長寿命化事業債	1,600
							3	都市計画事業債	36,500	1	向洋駅周辺土地区画整理事業債	
		6	教育債	363,900	1,100	365,000	3	社会教育事業債	1,100	1	下岡田官衙遺跡保存・整備事業債	

### 3 歳 出

( 2 款) 総務費  
( 1 項) 総務管理費

(単位：千円)

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			節		説 明				
				特 定 財 源			一般財源	区 分		金 額			
				国県支出金	地 方 債	そ の 他							
2		総 務 費	3,590,299	53,822	3,644,121	4,943			48,879				
	1	総務管理費	3,089,693	48,879	3,138,572				48,879				
		4 財政管理費	718,681	41,915	760,596				41,915	24 積立金	41,915	○減債基金積立金事業 減債基金積立金	41,915 (41,915)
		10 諸 費	155,935	1,860	157,795				1,860	22 償還金利子 及び割引料	1,860	○過誤納還付金事業（子育て支援課） 過誤納還付金	1,860 (1,860)
		12 コミュニティバス等運営費	47,590	5,104	52,694				5,104	18 負担金補助 及び交付金	5,104	◎コミュニティバス等運行事業 コミュニティバス運行負担金	5,104 (5,104)

(2款) 総務費

(3項) 戸籍住民基本台帳費

(単位：千円)

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			節		説 明	
				特 定 財 源			一般財源	区 分		金 額
				国県支出金	地 方 債	そ の 他				
3	戸籍住民基本台帳費	155,132	4,943	160,075	4,943					
1	戸籍住民基本台帳費	155,132	4,943	160,075	4,943			12 委 託 料	4,943	○住民基本台帳等事務事業 4,943 住民基本台帳システム改修委託料 (4,943)



(3款) 民生費  
(2項) 児童福祉費

(単位：千円)

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			節		説 明		
				特 定 財 源			一般財源	区 分		金 額	
				国県支出金	地 方 債	そ の 他					
2	児童福祉費	4,645,294	24,652	4,669,946	25,482			△830			
3	母子福祉費	211,651	5,533	217,184	1,735			3,798			
									19 扶 助 費	5,533	○ひとり親家庭等医療費給付事業 5,533 ひとり親家庭等医療費 (5,533)
4	保育所費	2,492,480	19,119	2,511,599	23,747			△4,628			
									12 委 託 料	10,881	○私立保育所保育運営委託事業 10,881
									18 負担金補助 及び交付金	8,238	保育所運営委託料 (10,881) ○施設型給付・地域型保育給付事業 (財源振替含む) 8,238 施設型給付費 (6,153) 地域型保育給付費 (2,085)

(4款) 衛生費  
 (1項) 保健衛生費

(単位：千円)

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			節		説 明			
				特 定 財 源			一般財源	区 分		金 額		
				国県支出金	地 方 債	そ の 他						
4		衛生費	1,826,997	7,829	1,834,826	460			7,369			
	1	保健衛生費	768,680	7,829	776,509	460			7,369			
		1 保健衛生総務費	132,467	614	133,081	460			154	18 負担金補助及び交付金	614	○産科医等確保支援事業 産科医等確保支援事業補助金 (614)
		5 老成人保健費	86,279	7,215	93,494				7,215	12 委託料	7,215	○各種検診事業 各種がん検診委託料 (3,881) ○後期高齢者健康診査事業 後期高齢者健康診査委託料 (3,334)

( 8 款) 土 木 費  
( 2 項) 道路橋りょう費

(単位：千円)

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			節		説 明			
				特 定 財 源			一般財源	区 分		金 額		
				国県支出金	地 方 債	そ の 他						
8		土木費	1,842,445	106,709	1,949,154	62,651	57,000		△12,942			
	2	道路橋りょう費	209,324	39,021	248,345	18,398	20,500		123			
	2	道路新設改良費	57,383	36,000	93,383	17,050	18,900		50	14 工事請負費	34,500	◎道路新設改良事業 36,000 道路新設改良工事 (34,500)
										21 補償補填及び賠償金	1,500	地下埋設物移設等補償費 (1,500)
	3	橋りょう維持費	22,907	3,021	25,928	1,348	1,600		73	12 委 託 料	3,021	◎橋りょう長寿命化事業 3,021 橋りょう長寿命化設計業務委託料 (3,021)

( 8 款) 土 木 費  
 ( 3 項) 都 市 計 画 費

(単位：千円)

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳					節		説 明
				特 定 財 源			一般財源	区 分	金 額		
				国県支出金	地 方 債	そ の 他					
3	都市計画費	1,386,107	67,688	1,453,795	44,253	36,500		△13,065			
2	土地区画整理費	333,276	67,688	400,964	44,253	36,500		△13,065	21 補償補填及び賠償金	67,688	◎向洋駅周辺土地区画整理事業（財源振替含む）  67,688 物件移転費等補償費 (67,688)

( 9 款) 消 防 費  
( 1 項) 消 防 費

(単位：千円)

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			節		説 明		
				特 定 財 源			一般財源	区 分		金 額	
				国県支出金	地 方 債	そ の 他					
9		消 防 費	918,308	21,516	939,824	10,758			10,758		
	1	消 防 費	918,308	21,516	939,824	10,758			10,758		
		3 災害対策費	26,623	21,516	48,139	10,758			10,758		
								10 需 用 費	18,425	◎防災体制強化事業	21,516
										消耗品費	(18,425)
								17 備品購入費	3,091	災害対策用備品	(3,091)



債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額  
 又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

変 更

事 項	限 度 額		前年度末までの 支出（見込）額		当該年度以降の支出予定額				左 の 財 源 内 訳				
	変更前	変更後	期 間	金 額	変 更 前		変 更 後		特 定 財 源			一般財源	
					期 間	金 額	期 間	金 額	国県支出金	地方債	その他		
町県民税賦課システム改修委託料	千円 13,426	千円 14,854		千円	令和7年度 ＼ 令和8年度	千円 13,426	令和7年度 ＼ 令和8年度	千円 14,854	千円 5,942	千円	千円	千円	千円 8,912

地方債の前前年度末における現在高並びに前年度末及び  
当該年度末における現在高の見込みに関する調書

区 分	前前年度末 現 在 高	前 年 度 末 現在高見込額	当 該 年 度 中 増 減 見 込 み				当該年度末現在高見込額	
			当該年度中起債見込額		当該年度中元金償還見込額		補正前の額	補正後の額
	補正前の額	補正後の額	補正前の額	補正後の額				
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1 普通債			2,225,820	2,283,920			14,735,911	14,794,011
6 土 木			479,900	536,900			7,222,044	7,279,044
8 教 育			363,900	365,000			6,308,657	6,309,757
合 計			3,214,120	3,272,220			23,163,370	23,221,470

令和 8 年度府中町一般会計予算

令和 8 年度府中町の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 25,066,844 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第 2 条 地方自治法第 214 条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第 2 表 債務負担行為」による。

(地方債)

第 3 条 地方自治法第 230 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 3 表 地方債」による。

(一時借入金)

第 4 条 地方自治法第 235 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、1,500,000 千円と定める。

(歳出予算の流用)

第 5 条 地方自治法第 220 条第 2 項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

府 中 町 長 寺 尾 光 司

第 1 表  
1 歳入

歳入歳出予算

(単位：千円)

款	項	金額
1 町 税		8,608,190
	1 町民税	4,198,132
	2 固定資産税	3,531,655
	3 軽自動車税	108,440
	4 たばこ税	281,926
	5 都市計画税	488,037
2 地方譲与税		85,716
	1 地方揮発油譲与税	16,083
	2 自動車重量譲与税	63,498
	3 森林環境譲与税	6,135
3 利子割交付金		30,600
	1 利子割交付金	30,600
4 配当割交付金		77,243
	1 配当割交付金	77,243
5 株式等譲渡所得割交付金		110,655
	1 株式等譲渡所得割交付金	110,655
6 法人事業税交付金		143,466
	1 法人事業税交付金	143,466
7 地方消費税交付金		1,544,660
	1 地方消費税交付金	1,544,660
8 環境性能割交付金		1
	1 環境性能割交付金	1
9 地方特例交付金		79,826
	1 地方特例交付金	79,826

(単位：千円)

款	項	金額
10 地方交付税		1,839,464
	1 地方交付税	1,839,464
11 交通安全対策特別交付金		4,192
	1 交通安全対策特別交付金	4,192
12 分担金及び負担金		238,539
	1 負担金	228,839
	2 分担金	9,700
13 使用料及び手数料		132,436
	1 使用料	112,028
	2 手数料	20,408
14 国庫支出金		4,829,003
	1 国庫負担金	4,173,880
	2 国庫補助金	641,139
	3 国庫委託金	13,984
15 県支出金		2,411,444
	1 県負担金	1,556,372
	2 県補助金	756,322
	3 県委託金	98,750
16 財産収入		84,678
	1 財産運用収入	49,551
	2 財産売却収入	35,127
17 寄附金		41,272
	1 寄附金	41,272
18 繰入金		1,232,790
	1 基金繰入金	1,184,675



## 2 歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 議会費		162,220
	1 議会費	162,220
2 総務費		2,418,843
	1 総務管理費	1,996,716
	2 徴税費	233,792
	3 戸籍住民基本台帳費	150,247
	4 選挙費	16,457
	5 統計調査費	3,135
	6 監査委員費	18,496
3 民生費		10,304,451
	1 社会福祉費	5,128,272
	2 児童福祉費	5,176,079
	3 災害救助費	100
4 衛生費		1,949,130
	1 保健衛生費	772,845
	2 清掃費	1,176,285
5 労働費		37,159
	1 労働諸費	37,159
6 農林業費		84,625
	1 農業費	5,748
	2 林業費	78,877
7 商工費		67,720
	1 商工費	67,720
8 土木費		3,036,417
	1 土木管理費	212,191

(単位：千円)

款	項	金額
	2 道路橋りょう費	192,493
	3 都市計画費	2,561,350
	4 住宅費	56,372
	5 排水路費	14,011
9 消防費		709,499
	1 消防費	709,499
10 教育費		3,018,401
	1 教育総務費	557,443
	2 小学校費	1,091,014
	3 中学校費	640,931
	4 幼稚園費	3,457
	5 社会教育費	660,625
	6 保健体育費	64,931
11 災害復旧費		4
	1 農林業施設災害復旧費	2
	2 土木施設災害復旧費	2
12 公債費		3,243,375
	1 公債費	3,243,375
13 予備費		35,000
	1 予備費	35,000
	歳出合計	25,066,844

第 2 表

## 債 務 負 担 行 為

事 項	期 間	限 度 額
		千円
令和9年度町県民税賦課システム支援業務委託料	令和8年度 ） 令和9年度	2,012
令和9年度町県民税課税資料登録等業務委託料	令和8年度 ） 令和9年度	6,915
選挙ポスター掲示板設置等委託料	令和8年度 ） 令和9年度	1,710
重層的支援業務委託料	令和8年度 ） 令和9年度	17,902
第4次地域福祉計画策定支援業務委託料	令和8年度 ） 令和9年度	7,843
ふれあい福祉センター管理委託料	令和8年度 ） 令和12年度	63,035

事 項	期 間	限 度 額
なかよし保育園借入金償還補助金	令和8年度 ） 令和35年度	千円 借入金（176,000千円）とこれ に伴う借入金利子の2分の1に 相当する額
安芸府中商工センター管理委託料	令和8年度 ） 令和12年度	19,682
外国人英語指導助手派遣委託料	令和8年度 ） 令和11年度	33,000
小学校給食調理業務委託料	令和8年度 ） 令和11年度	484,250

第 3 表

地 方 債

起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
	千円			
D X 推 進 事 業	5,500	普通貸借又は 証券発行	年5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で 借り入れる資金について、 利率の見直しを行った後に おいては、当該見直し後の 利率)	借入先の融資条件による。 ただし、町財政の都合によ り、据置期間及び償還年限 を短縮し、もしくは繰上償 還又は、低利債に借換えす ることができる。
庁 舎 改 修 等 事 業	38,300			
広 報 広 聴 事 業	1,000			
町 税 収 納 事 業	5,000			
老人福祉センター改修等事業	5,500			
ネウボラセンター事業	1,800			
林業施設改良等事業	20,000			
急傾斜地崩壊対策事業	40,700			
道路メンテナンス事業	55,500			
補助街路整備事業	19,000			
県施行道路事業負担金事業	5,400			
狭あい道路整備等促進事業	3,700			
向洋駅周辺土地区画整理事業	436,600			
広島市東部地区連続立体交差事業	396,500			
公園メンテナンス事業	14,600			
揚倉山健康運動公園再整備事業	279,900			
消防自動車等購入事業	53,900			
消防庁舎改修等事業	4,000			
常備消防一般事務事業	7,700			
小学校施設改修等事業	150,100			
小学校学びの充実事業	117,400			
中学校施設改修等事業	201,900			
中学校学びの充実事業	45,900			
くすのきプラザ改修等事業	55,300			
府中南公民館改築事業	108,600			
減 収 補 て ん	150,000			
合 計	2,223,800			

府中町第 5 次総合計画の基本構想の策定について

府中町第 5 次総合計画の基本構想を策定することについて、府中町総合計画策定条例（令和 6 年条例第 2 8 号）の規定により、議会の議決を求める。

府中町長 寺尾 光司

## 府中町第 5 次総合計画基本構想

### 1. まちの将来像

#### ・まちの将来像

みんなの「暮らしたい」がかなうまち あきふちゆう

#### ・将来像を実現するための基本的な方向性

多くの住民が府中町は暮らしやすいと感じていることは、大きな強みです。まちの将来像を実現するためには、この強みを活かし、当町の暮らし心地のよさに今後もさらなる磨きをかけていくことが必要です。一方で、人口減少や少子高齢化、災害の激甚化、デジタル技術の進展をはじめとした社会情勢の変化により、人々が何に暮らし心地のよさを感じるかは変化し、多様化しています。

そのため、社会の移り変わりに柔軟に対応しつつ、住民一人ひとりに寄り添った政策を展開することで、「暮らしたい、ずっと暮らし続けたい」まちづくりを着実に進めていきます。

## ・まちづくりを進めるための6つの柱

住民に寄り添う政策を展開するためには、まちを構成するさまざまな要素に着目し、多角的な視点でまちづくりを進めることが重要です。一方で、計画的にまちづくりを進めるためには、政策分野を大まかに分類し、分野ごとに政策の方向性や目標を定め、取組の成果を確認していく必要があります。そこで、これまでの政策や今後の課題を踏まえ、「福祉・子育て・健康」「教育・文化」「地域・環境」「安全安心」「生活基盤」「自治・行政」の6つの分野を、第5次総合計画における政策の柱としました。

6つの政策分野のうち、「福祉・子育て・健康」「教育・文化」「地域・環境」「安全安心」「生活基盤」の5分野については、各分野での政策により実現を目指す「暮らし」のテーマを基本目標として設定します。また、「自治・行政」の分野では、各分野における取組を横断的に支えることを目標とします。

## 2. 基本目標

### ・基本目標1（福祉・子育て・健康） ともに支えあい 健やかに 「暮らしたい」

年齢や障がい等に関係なくさまざまな人がともに支えあい、社会に参加することで、すべての住民が健やかで心豊かに暮らせるまちづくりを推進します。

家庭と地域、行政が手を取り合い、次世代を担う子ども・若者が幸福な暮らしの中で成長し、自らの人生を決定して生きていける環境を確保します。

### ・基本目標2（教育・文化） ともに学び 今も未来も幸せに 「暮らしたい」

次世代を担う子どもたちが未来の社会の創り手となれるよう、生きる力を育む学校教育の充実を図ります。

歴史・文化、芸術、スポーツ等にいつでも身近に触れ、親しみ、すべての人が生涯を通じて学び続けることができる環境づくりを推進します。

学校・家庭・地域が連携、協働することで、コミュニティの循環を生み出します。誰もが安全安心に学び、集うことのできる質の高い教育環境を整備します。

### ・基本目標3（地域・環境） つながりを深め 豊かに 「暮らしたい」

住民同士のつながりを深め、地域で支えあうことのできる環境づくりを推進します。

住民・事業者・行政が力を合わせて工夫することで、まちの魅力と賑わいを創出します。

美しく恵み豊かな環境を次世代に継承するため、地域との協働により持続可能な環境の保全と創造に取り組みます。

・ **基本目標 4 (安全安心) 安全なまちで 安心して 「暮らしたい」**

今後発生が予想される大規模な自然災害に備え、自助・共助・公助により被害を最小限に抑え、災害による犠牲者を出さない体制づくりを推進します。

自然災害を未然に防止するための対策を着実に実施することで、災害に強いまちづくりを推進します。

救急需要の増加に対応するとともに、火災や多様化する犯罪から住民を守ることで、誰もが安心して暮らせる安全なまちづくりを推進します。

・ **基本目標 5 (生活基盤) いつも心地よく 便利に 「暮らしたい」**

コンパクトな当町の特徴を活かし、細部まで行き届いた心地よい住環境の整備を推進します。

都市基盤の着実な整備と適正な維持管理を推進し、より便利で暮らしやすい都市空間を創出します。

・ **基本目標 6 (自治・行政) みんなの 「暮らしたい」 を支える**

質の高い行政サービスの提供やまちの魅力向上などを通じて、すべての世代が「暮らし続けたい」「戻ってきたい」「暮らしてみたい」と感じられるまちづくりを推進します。

安定的で効率的な自治体運営を行うとともに、住民の暮らしに寄り添い、将来にわたって支え続けることができる行政を確立します。

### 3. 将来人口の推計

当町の人口は、平成2年の国勢調査で5万人を突破して以来、現在も5万人規模を維持しています。一方で、令和4年4月の住民基本台帳人口52,935人以降は、減少傾向となり、令和7年4月では52,014人となっています。

このような状況のもと、第5次総合計画では『みんなの「暮らしたい」がかなうまち あきふちゅう』の実現に向け、特色あるまちづくりを積極的に展開することで、地域の活性化及び人口規模の維持を図ります。

- ・目標年次における人口フレーム

当町では、人口減少局面においても、本計画に基づく取組等により減少幅が抑えられるものとして、目標年次である令和17年における人口フレーム（推計人口）を次のとおり設定します。

<令和17年> 51,500人

## 提案理由

府中町第5次総合計画の基本構想を策定するため、議会の議決を求めるもの。

## 根拠法令

府中町総合計画策定条例

(議会の議決)

第12条 町長は、基本構想を策定し、又は変更するときは、審議会への諮問を経て、議会の議決を経るものとする。

## 府中町第5次総合計画の基本構想の策定について

### 1 計画の期間

令和8年度から令和17年度まで（10年間）

### 2 基本構想の概要

#### （1）まちの将来像

みんなの「暮らしたい」がかなうまち あきふちゅう

#### （2）基本目標

##### 基本目標1（福祉・子育て・健康）

ともに支えあい 健やかに 「暮らしたい」

##### 基本目標2（教育・文化）

ともに学び 今も未来も幸せに 「暮らしたい」

##### 基本目標3（地域・環境）

つながりを深め 豊かに 「暮らしたい」

##### 基本目標4（安全安心）

安全なまちで 安心して 「暮らしたい」

##### 基本目標5（生活基盤）

いつも心地よく 便利に 「暮らしたい」

##### 基本目標6（自治・行政）

みんなの 「暮らしたい」 を支える

#### （3）将来人口推計

令和17年 51,500 人